

WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の実質的妥結

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2023年12月26日号

執筆者:

[藤井 康次郎](#)k.fujii@nishimura.com[室町 峻哉](#)s.muromachi@nishimura.com

1. はじめに

2023年12月20日、WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ（以下「電子商取引 JSI」といいます。）の共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールは、新たなデジタル貿易ルールに関する交渉の実質的妥結を宣言する共同議長声明（以下「本共同議長声明」といいます。）を発表しました¹。かかる合意が WTO 協定化されれば、電子商取引分野における初の WTO 協定となり、重要な意義を有します。反面、今回の合意では、電子商取引 JSI 交渉におけるいくつかの重要論点が今後の課題として残されており、現時点までに何が達成されていて何が達成されていないのかを把握することも重要と考えられます。そこで以下では、電子商取引 JSI 交渉の経緯を簡潔に振り返った上、本共同議長声明のポイントを整理し、今後の課題について述べます。

2. 電子商取引 JSI 交渉の経緯

WTO ルールは、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）や、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）等、複数の協定から成り、これらの協定はオンラインサービスを含む電子商取引にも一定程度適用されるものの、電子商取引そのものを想定したルールではなかったため、電子商取引に関して新たなルール作りの重要性が認識されていました。

このような認識の下、2017年12月、第11回 WTO 閣僚会合において、日本、オーストラリア、シンガポールの3カ国が WTO 電子商取引有志国会合を立ち上げ、71の WTO 加盟国が、WTO における電子商取引に関する議論を進める方向性を確認する共同声明²を発しました。そして、2019年1月には、WTO の電子商取引に関する非公式閣僚会合が開催され、有志国間で電子商取引の貿易的側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明が発出されました³。電子商取引 JSI はかかる共同声明に基づく交渉枠組みであり、本共同議長声明が発表された2023年12月20日時点で、90の WTO 加盟国が参加しています。

電子商取引 JSI では、電子商取引の円滑化や、自由化（データ越境移転の自由化を含む）、電子商取引における信頼性確保等、様々な事項についての交渉がなされてきました。また、第12回 WTO 閣僚会合期間中

¹ 経済産業省「WTO 電子商取引交渉に関する共同議長声明を発表しました」（2023年12月20日）<<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231220004/20231220004.html>>。

² “Joint Statement on Electronic Commerce”, 13 December 2017 (WT/MIN(17)/60) <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN17/60.pdf&Open=True>>。

³ “Joint Statement on Electronic Commerce”, 25 January 2019 (WT/L/1056) <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/L/1056.pdf&Open=True>>。

の2022年6月13日に発表された共同議長閣僚声明では、途上国や後発途上国の交渉参加を支援するための「電子商取引キャパシティビルディング枠組み」を立ち上げることなどが宣言されました⁴。

3. 本共同議長声明のポイント

本共同議長声明は、電子商取引 JSI において交渉対象とされていた事項のうち、以下の13の条文について、交渉が実質的に妥結したとしています。かかる13の条文の内容は現時点では明らかではないものの、bilaterals.orgのウェブサイトで公開されている2023年11月15日付の統合交渉テキスト⁵に基づき、その概要を説明します（最終的に確定された条文の内容とは異なり得る点にご留意下さい。）。

条文	概要 (2023年11月15日付統合交渉テキストに基づく)
電子認証及び電子署名	加盟国は、自国の法令に別段の定めがあるときを除き、電子的な形式であることのみを理由として電子署名の法的効力を否定してはならない。また、電子的な取引の当事者による電子認証の利用を妨げるような措置を採用・維持してはならない。相互運用可能な電子認証の利用や、電子署名の相互承認を奨励する。
電子契約	加盟国は、自国の法令に別段の定めがあるときを除き、電子的手段によって締結されたことのみをもって、電子契約の法的効力を否定してはならない。
貿易に係る文書の電子化	加盟国は、関税当局が発行する貿易に係る文書を電子的な形式で公衆に利用可能としなければならず、関税当局に電子的に提出される貿易に関する文書を書面と法的に同等なものとして受け付けなければならない。関税当局以外の政府当局については努力義務。
政府の公開されたデータ	加盟国は、公衆にデジタルに利用可能なものとすることを選択した政府の情報については、実務上の可能な限り、①機械による判読可能かつ開かれた様式とすること、②検索・抽出可能とすること、③適時に更新すること、及び④メタデータを付すことに務める。
オンラインの消費者保護	加盟国は、電子商取引を利用する消費者を害するおそれのある詐欺的・欺瞞的な行為を禁止する措置を採用・維持する。また、消費者を保護するため、①商品やサービスの供給者が消費者と公正かつ誠実に取引すること、②供給者が正確な情報を提供すること、及び③商品・サービスの安全性を確保するための措置を採用・維持するよう努める。
要求されていない商業上のメッセージ	加盟国は、要求されていない商業上の電子メッセージ（いわゆるスパムメール）を防止するための措置を採用・維持する。
透明性	加盟国は、デジタル貿易に（他にも「電子商取引に」や「本協定の運用に」

⁴ 経済産業省「WTO 電子商取引交渉の共同議長閣僚声明を発表しました」（2022年6月13日）<<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220612001/20220612001.html>>。

⁵ bilaterals.org., “WTO electronic commerce negotiating text (rev.5, Nov 2023)” <<https://www.bilaterals.org/?wto-electronic-commerce&lang=en>>。

	という文言も提案されています。) 関連する又は影響を及ぼす措置を速やかに公表する。
電子的な取引の枠組み	加盟国は、1996年 UNCITRAL 電子商取引モデル法に合致する(又はこれを考慮した) 法的枠組みを採用・維持する。また、①電子商取引に対する不必要な規制の負担を回避すること、及び②電子商取引に関する法的枠組みの策定に利害関係者による寄与を容易にすることに努める。
サイバーセキュリティ	加盟国は、①サイバーセキュリティインシデント対応に責任を負う国家機関の能力を構築すること、及び②電子ネットワークへの悪意ある侵入やウィルスの流布、その他のサイバーセキュリティインシデントへの対応、情報共有について協力することに努める。
開かれたインターネットアクセス	加盟国は、自国の領域のエンドユーザーが、①合理的なネットワーク管理の範囲内で、自ら選択したインターネット上のサービス・アプリケーションにアクセス・利用することができること、②ネットワークに危害を与えない限り、自ら選択する端末機器をインターネットに接続すること、及び③インターネット接続サービス提供者によるネットワーク管理実務に関する情報にアクセスできることの利益を有することを認める。
電子インボイス	加盟国は、自国の法令に別段の定めがあるときを除き、電子的な形式であることのみを理由として電子インボイスの法的効力を否定してはならない。電子インボイスの枠組みに関する措置を策定する場合、国境を相互運用性を支援するような措置を設計するように努める。
シングルウィンドウ	加盟国は、貿易業者が物品の輸出入又は通過のための文書・データを提出するためのシングルウィンドウ ⁶ において、書面・データを電子的に提出できるように努める。かかるシングルウィンドウを構築・維持するにあたっては、①データに関する国際基準を取り入れるよう努めること、及び②他のシングルウィンドウと交換するデータの保護・機密性を確保することとされるときに、③データを識別ためのツールを導入することが奨励される。
個人情報の保護 ⁷	加盟国は、個人情報の保護を規定する法的枠組みを維持・採用しなければならない。かかる法的枠組みを策定するにあたっては、関連する国際機関の原則・指針を考慮する。

一方、本共同議長声明は、上記13条文以外の項目についても、進捗を明らかにしています。特に、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)及びその基となったTPPの電子商取引章に採用された「TPP三原則」とも呼ばれる「データ・フロー」(情報の自由な越境移転)、「データ・ローカライゼーション」(サーバ等の国内設置要求等の禁止)及び「ソース・コード」(ソース・コードの開示要

⁶ 貿易円滑化協定10条4.1において、加盟国は、貿易関連手続の窓口の一元化のためのシングルウィンドウの設置・維持に努めることとされています。

⁷ 本条文については、2023年11月15日付統合交渉テキスト段階では条項案がまとまっておらず、各国の様々な提案が併記されています。

求等禁止)⁸について、「議論には更に多くの時間を要する」とされている点が注目されます。

条文	進捗
開発に関する規定	「強く優先し、良い進展を得た」
暗号法を使用する情報技術 産品、電気通信サービス、 電子決済	「条文の収斂に向けて引き続き努力する」
電子送信に対する関税	「多くの交渉参加国・地域は、…野心的なコミットメントの重要性を主張してきており、我々は、他の交渉参加国・地域に対して、本件について出現しつつあるコンセンサスに加わることを奨励する」
データ・フロー、データ・ ローカライゼーション、 ソース・コード	「多くの交渉参加国・地域にとって重要な問題である一方で、異なるアプローチや機微が残存するため、議論には更に多くの時間を要する」

その上で、本共同議長声明は、2024 年内に電子商取引 JSI の成果を WTO 協定の枠組みに統合するために、水平的規定（前文や例外）や法的枠組み（どのように WTO 協定の一部とするか）を含む残る論点の解決に集中するとしています。

4. 今後の課題

国境を超える電子商取引・デジタル貿易の規模は年々拡大しており、国際的なルール作りの重要性が認識されるようになってから久しいですが、今般、電子商取引 JSI の交渉が実質的に妥結したことで、電子商取引分野における初の WTO 協定の締結に向けて、意義ある前進をみたといえます。妥結された 13 の条文のうち、「電子認証及び電子署名」や「電子契約」、「電子インボイス」といった電子商取引の促進に関するルールは、国境を超える取引を電子的にかつオンラインで完結できるようにするために重要であり、こうした規定は CPTPP や地域的な包括的経済連携（RCEP）、その他の経済連携協定に含まれていましたが、今後、電子商取引 JSI の 90 参加国・地域を含む多数国・地域間で相互運用性の強化を含むルールの整備が進めば、国境を超える商取引がより一層促進されることが期待されます。また、「オンラインの消費者保護」や「サイバーセキュリティ」、「個人情報の保護」といった電子商取引・デジタル貿易の信頼性の確保のための枠組みが拡大することで、Data Free Flow with Trust (DFFT)⁹の実現に向けても一歩前進したと考えられます。加えて、インターネットに対する国家による統制のあり方が交渉参加国により異なる中で、「開かれたインターネットアクセス」についても柔らかい形であれ言及されたことも着目されます。

⁸ CPTPP14 章の中心的な規定とされる、14.11 条（情報の電子的手段による国境を越える移転）、14.13 条（コンピュータ関連設備の設置）及び 14.17 条（ソース・コード）を念頭に、このように呼ばれます。

⁹ DFFT とは、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプト（デジタル庁「DFFT」<<http://www.digital.go.jp/policies/dfft>>）であり、2023 年 4 月に開催された G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合においては、DFFT の具体的に向けた国際制度（Institutional Arrangement for Partnership, IAP）の立ち上げが宣言されました。本 NL の執筆者は今年 DFFT をテーマとするウェビナーを実施し、2023 年 9 月 26 日から 10 月 31 日まで配信しました（詳細は独禁/通商・経済安全保障 NL 2023 年 9 月 26 日号<https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/competition_law_international_trade_230926>をご参照ください。）。既に配信は終了しておりますが、ご視聴を希望される方は、本 NL 執筆者までご連絡ください。

一方で、本共同議長声明によれば、以下の重要課題が残されています。

(1) WTO 協定の一部とする方法

本共同議長声明によれば、今般合意された内容をどのように WTO 協定の一部とするかについて、現時点で明確な道筋は立っていないようであり、今後集中的に議論されるとのことです。

WTO はブロック経済の反省から最恵国待遇を基本的な原則としており、一部の加盟国のみに適用される複数国間貿易協定を WTO 協定として採択するには、全ての WTO 加盟国の合意が必要とされています（WTO 設立協定 10 条 9）¹⁰。しかしながら、インドや南アフリカ等の一部の国が電子商取引 JSI を含む複数国間の交渉に反対する立場を明確にする中、かかる方法により今般合意された内容を WTO 協定の一部とすることは困難と見込まれています¹¹。

また、他の方法として、全ての WTO 加盟国に適用される多角的貿易協定を改正し、今般合意された内容を WTO 協定の一部とすることが考えられます。この方法であれば、加盟国の 3 分の 2 の受諾により、受諾した加盟国に効力を生じさせることができます（WTO 設立 10 条 1、3）。過去にこの方法で WTO 協定の一部となった協定として、2017 年 2 月に発効した貿易円滑化協定¹²がありますが、2023 年 11 月 15 日付統合交渉テキストには、貿易円滑化協定類似の開発途上国又は後発開発途上国が約束する区分に関する規定があり¹³、今回の合意も同様の方法で WTO 協定の一部とすることが目指されているように見受けられます。しかしながら、上記 2 に記載のとおり、電子商取引 JSI の参加国は 90 に留まっており、全加盟国（164）の 3 分の 2 に届いていないことから、この方法によるのであれば、今後、開発途上国や後発開発途上国を中心に電子商取引 JSI 参加国以外の加盟国の支持を拡大することが重要になるものと思われる。

(2) 「TPP 3 原則」

「TPP 3 原則」とも呼ばれる①情報の自由な越境移転、②サーバ等の国内設置要求等の禁止及び③ソース・コードの開示要求等禁止の各原則は、デジタル貿易の自由化や DFFT の実現において重要である一方、プライバシー保護や安全保障といった利益とのバランスの関係で、各国が立場の違いが特に顕著に表れています。例えば、日本は①から③のいずれについても CPTPP を基にした条文を提案しているのに対し、EU は、プライバシー保護を重視する立場から、①に関して、個人データ及びプライバシーを保護する措置に関する裁量を認める提案を行っています¹⁴。一方、中国は、各国の核心的利益に関わる安全保障をデータ流通の前提とする立場¹⁵から、①から③のいずれについても、国家の裁量を限定するような提案はしていません

¹⁰ 過去にこの方法で WTO 協定の一部となり、現在も有効な複数国間貿易としては、1980 年 1 月に発効した民間航空機貿易に関する協定及び 1995 年 1 月に発効した政府調達に関する協定があります。

¹¹ Inside U.S. Trade, “WTO e-commerce talks participants announce ‘substantial conclusion’”, 23 December 2023 <<https://insidetrade.com/daily-news/wto-e-commerce-talks-participants-announce-substantial-conclusion>>.

¹² 外務省「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書（略称：WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）」（2017 年 8 月 16 日）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001865.html>.

¹³ 貿易円滑化協定第二節、2023 年 11 月 15 日付統合交渉テキストの Section D.5(1)。

¹⁴ 2023 年 11 月 15 日付統合交渉テキストの Section D.1(2)6 Alt 2 照。かかる提案は、欧州委員会が 2018 年 7 月に公表した国境を越えるデータの流通に関する協定に関する交渉のための共通条文案に基づくものと思われる。

¹⁵ “JOINT STATEMENT ON ELECTRONIC COMMERCE - COMMUNICATION FROM CHINA”, 24 April 2019 (INF/ECOM/19).

ん。米国は、日本と同様に①から③のいずれも推進する立場でしたが、2023年10月末に、自国の「政策的余地」(policy space)を確保するためとして、これらに関する提案を撤回しました¹⁶。

このように、「TPP 3 原則」に関する交渉は難航しており、本共同議長声明でも「議論には更に多くの時間を要する」としています。もっとも、2023年10月28日に、これまで立場に乖離が見られた日EU間で、日EU EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることについての大筋合意がなされました¹⁷。また、2023年11月14日に開催された日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)第2回閣僚会合後の共同声明では、引き続きDFFTの具体化に向けた取り組みを行うことが確認され¹⁸、米国は上記電子商取引JSIにおける提案の撤回後も、DFFTというコンセプト自体に賛同しなくなったわけではないことがわかります。このような動向を踏まえると、今後、DFFTの実現に向け、電子商取引JSIにおいてTPP 3原則について合意がなされる可能性がなくなったわけではないとも考えられます。

日本が提案するCPTPP型の条文も、正当な公共政策目的の措置については一定の要件の下で例外を認めており¹⁹、加盟国に一定の政策裁量を確保することが想定されています。また、安全保障を目的とする措置については、CPTPP 29.2条をベースとした、GATT・GATSよりも加盟国の裁量を広げた安全保障例外を設けることで、加盟国の安全保障上の重大な利益とデジタル貿易の自由化のバランスをとることも選択肢になり得ます²⁰。こうした自由化と政策裁量の確保のバランスをいかに図っていくかが、今後の交渉において大きなポイントになると考えられます。

(3) 電子送信に対する関税不賦課原則

「TPP 3 原則」と並びデジタル貿易の自由化やDFFTを実現する上で重要な原則として、電子送信に対する関税不賦課原則があります²¹。電子送信に対する関税賦課問題は、これまで長年にわたって議論がなされており²²、「TPP 3 原則」と並んでDFFTの実現にとって重要な問題です。直近では、2022年6月の第12回WTO閣僚会合において、電子送信に対して関税を賦課しないことを内容とするモラトリウムを第13回WTO閣僚会合(2024年2月開催予定)まで延長することが決定されました²³。

¹⁶ 日本貿易振興機構「米政府、電子商取引に関するWTO交渉で一部支持撤回、議会や産業界から批判も」(2023年10月30日) <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/38f62cc7f72c65cb.html>>。

¹⁷ 外務省「日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する交渉の大筋合意」(2023年10月28日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009822.html>。

¹⁸ 外務省「日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)第2回閣僚会合」(2023年11月14日) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page4_006063.html>。

¹⁹ 2023年11月15日付統合交渉テキストのSection D.1(2)6 Alt 1及び同(3)6参照。CPTPP 14.11条3及び14.13条3を基にした提案と思われます。

²⁰ 藤井康次郎=室町峻哉「安全保障を目的とするデータ越境移転の制限に関する貿易協定上の規律」須網隆夫=中川淳司=古谷修一編『国際経済法の現代的展開 - 清水章雄先生古稀記念』363頁、385頁(信山社、2023)。

²¹ 電子送信に対する関税賦課の影響を定量的に分析した研究として、Andrenelli, A. and J. Lopez Gonzalez (2023), "Understanding the potential scope, definition and impact of the WTO e-commerce Moratorium", OECD Trade Policy Papers, No. 275, OECD Publishing, Paris <<https://doi.org/10.1787/59ceace9-en>>。

²² これまでの議論の経緯については、経済産業省『2023年版不正貿易報告書』483-484頁 <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2023/pdf/2023_02_19.pdf>参照。

²³ "WORK PROGRAMME ON ELECTRONIC COMMERCE MINISTERIAL DECISION ADOPTED ON 17 JUNE 2022", 22 June 2022 (WT/MIN(22)/32) <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/32.pdf&Open=True>>。

電子商取引 JSI では、電子送信に対する関税不賦課原則を、一時的なモラトリウムではなく恒久的なルールにするための提案もなされています。本共同議長声明によれば、多くの交渉参加国がこれに賛同しているようですが、一部の国が異なる立場をとっていることで、本共同議長声明までの実質的妥結には至りませんでした。

そのため、2024年2月開催予定の第13回WTO閣僚会合において関税不賦課モラトリウムが維持されるかが焦点になります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com